

「社労夢ポスト」利用申込書（兼契約書）

甲：

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-24-16 内田ビル3階

社会保険労務士法人出口事務所

代表社員 篠木 裕美



甲は、利用規約に同意し、乙に対し次に掲げる内容で、「社労夢ポスト」のサービス提供を受けることを申し込み、乙はこれを承諾する（以下、「本契約」という）ものとする。本契約の合意を証するため、本書を作成し、乙が本書を、甲が写しを保管するものとする。

1. 「社労夢ポスト」月額料金（消費税別）【稟議番号 20230091】

| 項目 | 数量 | 単価 | 月額利用料金 |
|----------|---------|---------|---------|
| 基本ライセンス | - ライセンス | 0 円 | - 円 |
| ライセンス追加分 | - ライセンス | 0 円 | - 円 |
| ストレージ追加分 | - セット | 1,000 円 | - 円 |
| オプション機能 | 1 セット | 1,000 円 | 1,000 円 |
| | 合計 | | 1,000 円 |

- ※ 本サービス利用に際して、ネット de 顧問ユーザーが管理者 ID（A から始まるもの）を 1 つ限定することにより、本サービスの基本ライセンスが 1 つ付与されるものとします。
- ※ 管理者 ID は追加可能です。2 つ目以降の ID を追加するには追加料金が発生します。
- ※ 利用できる記録容量は、最大 500GB までです。前項の ID 追加をしても記録容量は変わりません。
- ※ 記録容量は追加することが可能です。単位は 100GB につき 1 セットとします。
- ※ オプション機能とは、顧問先会社からのアップロードが出来るようになる機能です。単位は 10 社につき 1 セットとします。

2. 登録情報（「ネット de 顧問」ユーザー ID）

【基本ライセンス】

| | |
|---|-----------|
| A | - 0000649 |
|---|-----------|

【ライセンス追加分】

| | |
|---|-----------|
| A | - 0001527 |
| A | - |

- ※ 本サービスの管理者 ID は、ネット de 顧問の管理者 ID をそのまま使用します。社労夢ポストの基本ライセンスを設定するために必要な情報です。
- ※ ID は「A」から始まり、その後に数字 7 文字により構成されています。A から始まる ID は乙が発行した「管理者 ID」です。
- ※ 本サービスを利用する管理者 ID を追加する場合、別途、届出が必要となります。

利用規約

第1条（利用規約の適用）

株式会社エムケイシステムは、本契約に基づき、「社労夢ポスト」のサービスを提供する。

第2条（定義等）

- 1 利用規約において、本サービスの利用を申し込んだ者を甲といい、株式会社エムケイシステムを乙といい、甲の顧問先で本サービスを利用するものを甲と合わせて利用者という。
- 2 本サービスは、乙が提供するサービス「ネット de 顧問」のサブシステムであり、甲が顧問先利用者との間で行う公文書等のデータ受け渡しの利便性向上のために、開発されたクラウドストレージサービスをいい、一の利用者がストレージにデータを保管し、他の利用者か保管されたデータを取り扱うものである。なお、本サービスにおいて、乙はストレージに保管されたデータを取り扱わない。
- 3 ストレージにデータをアップロードできるのは甲に限られるが、オプションである「ユーザーアップロード機能」を追加契約することにより、利用者のアップロードが可能となる。この追加契約は利用者10社を1単位とする。
- 4 ユーザーIDとは、「ネット de 顧問」の利用に際し乙が甲に対して発行した「管理者ID」と、甲か管理者ID保有者の権限として発行したIDとを総称している。

第3条（利用条件等）

- 1 本サービスを利用するためには、甲は、乙提供のサービス「ネット de 顧問」並びに「社労夢」の利用者でなければならない。
- 2 甲は、ユーザーIDを厳重に管理するとともに、利用者が不正にまたは不適切に本サービスを利用することかないよう、厳重に管理しなければならない。なお、不正または不適切な利用が判明した場合には、甲は直ちに乙に通知しなければならない。
- 3 利用者は、ユーザーIDについて、本サービスを利用する目的以外で利用してはならない。前項の定めを含め、不正利用に起因して乙または第三者に損害が発生した場合には、甲は損害を賠償する責を負うものとする。
- 4 乙は、乙が必要と判断した場合にはいつでも、本サービスの内容を変更または終了することかできるものとする。本サービスを終了する場合については、乙は甲に対し事前に通知しなければならない。
- 5 本サービスが提供される区域は日本国内に限定され、海外への持ち出し及び利用はできないものとする。

第4条（契約期間）

- 1 契約期間は、表紙記載の申込日を開始日とし、開始日が属する月の翌月1日から12ヶ月後の月末日までとする。
- 2 契約期間について、初回の契約期間は解約できないものとする。なお期間満了の3ヶ月前までに甲または乙のいずれからも解約の申出がない場合には、契約期間を1年間延長できるものとし、以後も同様とする。
- 3 初回の契約期間を経過した後は、別段の規定がある場合を除き、甲または乙は自らの選択と裁量により、本契約を任意に終了することが出来るものとする。ただし、その場合は契約終了希望日の3ヶ月前までに書面により申し出なければならない。
- 4 甲乙間で締結している「社労夢」利用契約が終了する場合、同日をもって本契約も終了する。ただし第1項の契約期限までの月額料金を支払わなければならない。

第5条（料金等）

- 1 利用料金は、前項に定める開始日が属する月の翌月1日から発生し、月単位で計算するものとする。契約期間内に本サービスを利用しない月があった場合や、本サービスの利用終了月か1カ月未満であった場合でも、利用料金は月単位で計算するものとする。
- 2 利用料金は、表紙に記載の通りとする。
- 3 料金の支払方法は、甲乙間で現在締結している「社労夢」利用契約と同じ方法とする。

第6条（著作権等）

- 1 本サービスに関する著作権、商標権、特許権、その他一切の知的財産権は、全て乙に帰属（または権限を有する第三者より正当な権利を取得）しているものであり、本サービスの利用によって、甲に移転するものではない。
- 2 甲は、方法の如何を問わず、本ソフトウェアの複製、改変、配布、貸与等を行ってはならない。また甲は、乙に無断で乙が保有する商標、サービスマークを使用することはできない。

第7条（その他）

本書に定めのない事項については、甲乙間で現在締結している「社労夢」利用契約に従うものとする。

利用規約制定日 2022年10月15日

以 上